

平成30年第1回知内町議会定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 平成30年3月14日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成30年3月14日（水） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成30年3月14日（水） 午前11時50分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	西 山 和 夫
2番	花 井 泰 子	7番	木 村 一
3番	吉 田 峰 一	8番	笠 松 悦 子
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	成 澤 五 郎	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 2番 花 井 泰 子 3番 吉 田 峰 一

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	田 中 志津夫
税務会計課長	佐 藤 辰 治
産業振興課長	西 野 俊 一
産業振興課主幹	森 永 茂
地域創生推進室長兼 ものづくり推進室長	三 原 知 明
地域創生推進室主幹兼 ものづくり推進室主幹	長谷川 将 之
建設水道課長	佐々木 孝 幸
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	帰 山 亮 一
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
学校給食センター長	(帰 山 亮 一)
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 上 義 久
議事係長	筒 井 俊 介

平成30年第1回知内町議会定例会議事日程

(第3号)

平成30年3月14日(水)午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 2番、花井泰子君 3番、吉田峰一君
第2	委員会報告 第2号	平成30年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)
第3	発意第1号	地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬 及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
第4	同意第1号	教育委員会委員の任命について
追加日程 第1	議案第27号	平成29年度知内町一般会計補正予算(第13号)について
第5	議長発議	平成30年度常任委員会所管事務調査の実施について
第6	議長発議	平成30年度常任委員会管外行政視察の実施について
第7	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第8	議長発議	議会閉会中の議会運営委員会の実施について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、平成30年第1回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、花井泰子君及び3番、吉田峰一君を指名します。

● 委員会報告第2号 平成30年度予算審査特別委員会について (委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、委員会報告第2号、『平成30年度予算審査特別委員会について』を議題と致します。

平成30年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、木村一君。

◎ 委 員 長 (木村 一)

平成30年度予算審査特別委員会審査報告書

平成30年第1回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年3月14日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、議案第10号、町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について。議案第11号、知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。議案第12号、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について。議案第13号、知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。議案第14号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。議案第15号、知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について。議案第16号、しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定について。議案第17号、知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について。議案第18号、知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について。議案第19号、平成30年度知内町一般会計予算について。議案第20号、平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第21号、平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第22号、平成30年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第23号、平成30年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。議案第24号、平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。議案第25号、平成30年度知内町水道事業会計予算について。

2、審査年月日、平成30年3月12日・13日(2日間) 3、審査場所、議会議場。
4、審査委員、議長を除く議員全員による。5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。6、審査結果、付託された議案第10号から議案第25号までの16議案については、いずれも原案のとおり決定した。

7、審査意見

平成30年度における当初予算規模としては、前年当初比で227,600千円減の4,134,000千円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比351,660千円減の4,369,396千円となっている。

普通建設事業費における補助事業にあつては、前年当初比268,000千円減の101,000千円で、単独事業については、前年度当初比23,000千円増の273,000千円となっている。

特別会計においては、国民健康保険事業など5特別会計の合計で1,393,018千

円、これに水道事業会計の194,520千円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比383,446千円減の5,721,538千円となっている。

一般会計の歳入における町税は、町税全体で前年度決算見込み47,000千円減の681,000千円、地方交付税は、交付基準額を前年度交付額より8,000千円増の1,777,000千円と見込んでいる。

一方、公債費は、前年度当初比34,000千円増の780,000千円で、増の要因としては、平成26年度発行の過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債の元金償還が開始となるものである。

また、繰入金については、各種基金を目的に沿った事業へ充当するほか、財源不足への対応として財政調整基金から187,000千円を繰入れることとしている。

審査過程において出された意見の中で、2カ年の実証試験運行を経て、平成30年度から本格導入される知内版地域交通運行事業（デマンドバス運行事業）においては、デマンドバスの運行にあたって有効利用を考えた場合、高校生の

通学への対応など、住民ニーズをしっかりと捉えた運行計画の策定を望むものである。

漁家団地など老朽化の著しい町営住宅については、今後、取り壊しの方向で検討されているようであるが、現住者の中には、低額な家賃を望んで入居している状況もあることから、団地内で点在している入居を集約して、団地規模を縮小した上で住宅の改修を施し、入居希望があるうちは住宅に居住できるよう対応していただきたい。

湯の里・ハマナス・漁家団地空家居住促進事業においては、一部で制度の意図にそぐわない運用が見受けられることから、今後は、制度の見直しも含め、小規模校の維持と公営住宅の居住促進という所期の目的が達成されるよう望むものである。

10カ年で総額11億5,660万円の事業費を見込み、平成27年度の条例施行から3年目を迎える、ものづくり産業振興事業については、計画当初に予定していた国からの補助金が見込みどおりに交付がされないようであれば、今後の町の財源対策を考えた場合、状況の変化に応じて事業制度を見直すことの検討も必要と考える。

なお、予算の執行にあたっては、一般財源の不足に対応するため財政調整基金の繰り入れが必要となるなど厳しい行財政運営が余儀なくされるものと思われるが、さらなる財政の健全性を高め、計画された各種施策が効率的に実施されることはもとより、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、最大限の効果が上がるよう望むものである。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、委員長報告を終わります。

只今、委員長から報告がありました。これら付託された16議案について、質疑・討論は委員会において既に終了しておりますので、省略し、1議案ごとに採決したいと思います。

最初に議案第10号、『町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第10号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

次に議案第11号、『知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第11号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第12号、『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第12号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第13号、『知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第13号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第14号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから、議案第14号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第15号、『知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について』を議題とします。

これから、議案第15号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第16号、『しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定について』を議題とします。

これから、議案第16号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第17号、『知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について』を議題とします。

これから、議案第17号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第18号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について』を議題とします。

これから、議案第18号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に議案第19号、『平成30年度知内町一般会計予算について』を議題とします。

これから、議案第19号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

次に議案第20号、『平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第20号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

賛成多数です。したがって、本案は可決されました。

次に議案第21号、『平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第21号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立願います。

(起立多数)

賛成多数です。したがって、本案は可決されました。

次に議案第22号、『平成30年度知内町介護保険特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第22号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

次に議案第23号、『平成30年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第23号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

次に議案第24号、『平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』を議題とします。

これから、議案第24号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

次に議案第25号、『平成30年度知内町水道事業会計予算について』を議題とします。

これから、議案第25号を採決します。

本案は委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

● 発意第1号 地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第3、発委第1号、『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委 員 長 (木村 一)

発委第1号、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を次のとおり改正する。

平成30年3月14日提出。提出者、知内町議会運営委員会委員長、木村一。

本条例の一部を改正する提案理由についてご説明致します。

議員報酬にかかる改正であります。現行報酬額につきましては、平成19年4月1日に改正しておりますが、改正時、社会経済情勢に加え、実質公債費比率も25%を超え、財政運営の厳しさもあり、財政の健全化に資することが必要であることから、議員報酬を議長、副議長、常任委員長、議員、それぞれ一律5%を削減したところであります。しかし、今日的な財政運営の安定の傾向にあり、実質公債費比率も平成23年度から18%以下となり、平成28年度では、13%台と下がってきていることや報酬審議会の答申に基づき、今回改正前の報酬額に戻していきたいということでもあります。

次のページをお開きください。地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に規定する別表第1号 2 月額報酬とする者の表中「243,000」を「255,000」に、「190,000」を「200,000」に、「171,000」を1

8,000」に、「162,000」を「170,000」に改める。

附則、この条例は、平成30年4月1日に施行する。

以上で説明を終わります。議員各位のご賛同を願うものであります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、発意第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 同意第1号 教育委員会委員の任命について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、同意第1号、『教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

同意第1号は、教育委員会委員の任命についてであります。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

山田麻利子氏については、今、涌元にお住まいであります。女性の登用、地域性等を総合的に判断をさせていただき、適任者であるということで、平成26年の第3回定例会において、同意をいただいたところであります。本年3月の14日をもって任期満了となりますものですから、引き続き、その任務を担っていただきたいという考えをしておりますので、選任同意をさせていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、先日、開催をした総合教育会議においても、再任同意を求めたいという考え方をお示しし、了解をいただいているところであります。なお、任期は、平成34年の3月14日までとなっております。よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、採決したいと思いますが、この取扱いにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本件はそのように取り扱うことに決定しました。

同意第1号、教育委員会委員の任命について、提案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、同意とすることに決定致しました。

● 議案第27号 平成29年度知内町一般会計補正予算(第13号)について

◎ 議 長(伊藤政博)

お諮りします。只今、町長から議案第27号、『平成29年度知内町一般会計補正予算(第13号)について』が提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、議案第27号、『平成29年度知内町一般会計補正予算(第13号)について』を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第27号、『平成29年度知内町一般会計補正予算(第13号)について』を追加日程第1とし、議題とすることに決定致しました。

これより議案を配布致しますので、暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

追加日程第1、議案第27号、『平成29年度知内町一般会計補正予算(第13号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長(大野幸孝)

提案理由について、私から前段に説明をさせていただきます。

2度の議員協議会において、事業の内容について説明しておりますので、重複は避けたいと思いますが、簡単に概要を説明させていただきます。

この度の生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金の趣旨については、1つとして、生産性革命につながる先導的な施設整備を促進させ、稼ぐ力を高める企業行動を引き出す、新時代への挑戦を支援すること。2つ目として、2020年度までの期間中、企業の生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、予算措置を拡充、重点支援するとしております。この考え方に基づいて、農村活性化センターにおけるパン製造販売拠点整備事業と牡蠣弁当の全国販売に向けた牡蠣弁当製造拠点整備事業の2事業を申請し、3月9日付けで補助内定をいただいたところであります。事業を実施することで、国が示している新時代への挑戦と企業の生産性の向上が図られるとともに地元特産品を活用することで、生産者の所得向上、さらには付加価値の向上、さらには地域ブランドの確立が図られるものと考えておりますので、ご理解をいただき、議決賜

りますようお願いを申し上げます。なお、本日、14日までに補助申請書を国に提出が求められておりますので、このことにつきましても、ご理解をいただきますようお願いを申し上げますというふうに思います。

議案については、総務企画課長から説明をさせますので、よろしくようお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第27号、平成29年度知内町一般会計補正予算（第13号）についてです。

平成29年度知内町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,155万6千円とするものです。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の補正です。地方債の追加は、「第2表地方債補正」によります。

第3条、繰越明許費の補正です。繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」によります。

歳出、8ページからご説明致します。2款総務費、1項総務管理費、16目地域創生推進費に2億8,400万円を追加し、3億2,625万9千円とするものでございます。

13節委託料と致しまして、パン製造施設及び牡蠣飯弁当の製造施設の設計の委託料と致しまして、合計1,800万円を追加するものでございます。同じく15節工事請負費にそれぞれの工事請負費と致しまして、合わせて2億2,700万円を追加するものです。

更に17節と致しまして公有財産購入費として、かき小屋の知内番屋等、土地建物の購入費分3,900万円を追加するものでございます。

次に歳入を説明致します。5ページです。13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目地方創生交付金に1億2,250万円を追加し、1億4,681万5千円とするものです。

1節地方創生交付金と致しまして、地方創生拠点整備交付金1億2,250万円を追加するものでございます。

6ページです。17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に3,900万円を追加し、3億6,988万5千円とするものです。

7節財政調整基金繰入として、土地建物購入の資金に相当する財源と致しまして、同額を追加するものでございます。

7ページ、20款1項町債、9目総務債に1億2,250万円を追加し、1億5,390万円とするものでございます。5節一般補助施設整備事業債と致しまして、パン製造施設、牡蠣飯弁当製造施設、それぞれ補助金の裏と致しまして、補正予算債、合わせて1億2,250万円を追加するものでございます。

次に地方債をご説明致します。3ページです。第2表地方債補正と致しまして、只今、説明を致しました一般補助施設整備事業債の限度額と致しまして、同額1億2,250万円を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、一般の内容となって

ございます。

更に第3表繰越明許費と致しまして、只今、ご説明した歳出は、全額、平成30年度に繰り越して事業実施する必要がありますので、総務管理費の記載のパン製造施設、牡蠣飯弁当施設整備事業、更にかき小屋知内番屋の土地、建物購入費として、合わせて2億8,400万円、全てを繰り越して使用させていただきたいという内容でございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

金額というよりも、今回の補正の部分で、町長に再度、確認したいんですけども、町長が第6次総合計画で、一番、私はいつも行っているんですけども、人口減少問題ということで、これを一番のテーマに考えて、いろいろな施策をやって、今回のこれも1つの一貫だと私は理解しております。ただ、その中でもやっぱりパン製造工場の部分でもやはり雇用というものがどのような形で私は生まれるのか、まず、それをあるようでしたら、お知らせ願いたい。

それから、牡蠣弁当のカキですね、これはうちの町の漁業振興に対するいろいろな支援だと思えるんですけども、なかなか今のうちの町の漁業を見ますと、ホタテやそれから捕る漁業というものはかなり衰退をしているものですから、そういう形で育てる漁業をということで、これはうちの町でもこういう形の施策を展開しているのかなと思うんですけども、その辺についての考えがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

事業を展開するにあたっての雇用をどんな形で、今、考えられるかということのご質問であります。私は今、全てものづくりにもしかり、それから、何か新しい事業を展開するにあたって、必ずそこで新規の雇用を生ませてほしいということはずっと一貫してやってきているところであります。そんなことから、今回の事業においても、今、活性化センターが残念ながら使われていない、今、状況があるものですから、それをまず、有効に利用をしたいということ。それから、4月から今、知内FDセンターが、江差福祉会が事業主体となって、事業展開をしていただくと。そこで、今、江差福祉会が江差町で事業展開しています、あすなろパンを何とかそこで事業展開していただけないかという思いで、理事長とお話をさせていただいて、今回、補助内定をいただき、そして、議会で同意をいただいた場合については、そういう考え方も要するにさせてというか、協議を調べさせていただいているということでもあります。それで、然らばそこに新しい要するに新規でどういう方々が就労できるかというのはですね、これから再度、詰めなければならない案件でありますけれども、もちろん、障がい者の施設でありますから、障がいをお持ちの方がそこで就労できる環境がありますよと。そんなことで、今、協議会で、もし、やった場合ということをおっしゃっていただいておりますけれども、10名以上の方がそこで新規で就労ができ

るという、今、そういう協議を済ませていただいているところであります。そんなことから、今、FDセンターは、30名の障がいを持った人方が今、スタートする工場に携わるということで、ケアホーム、1棟10人のケアホームがもう完成して、3棟が今、そこに30人が入るとい形になっています。ですから、今回がパン工場が開設するという話になった場合ですよ、先ほど言いましたけれども、障がいをお持ちの人方がそこに就労するとした場合に、そしたら、居住をどうするかということでもありますので、先般の話の中で、そのパン工場が開設をするとした場合に、その人方の就労をする人方もやっぱり居住は確保しなければならないという考え方は、理事長から示させていただいているところであります。そんな状況で、私は今回の定例会でもいろいろとご質問をいただいて、まず、インクルーシブ、それから、特別支援、その要するにつながりとして、要するにFDセンターをここに開設をしていただくということでの思いから、それが実現したということでもありますので、更にそこを核として、就労というか、障がいをお持ちの人方の要するに働ける環境を整えていきたいという思いがありますので、ご理解いただければというふうに思います。

それから、2点目の牡蠣飯の製造工場であります。いろいろと先ほども申し上げましたけれども、2回の協議会の中で、議員の皆様方からいろいろと厳しい意見をいただいて、それで、まず、推進部会の3役と会って、考え方をということだったものですから、要するに町の考え方をお示ししていただいて、今、中ノ川の生産者の皆様方が抱えている課題も要するに率直に意見交換をさせていただきました。大変、今、カキの生産に苦労しているとか、そんな思いも聞かせていただきましたし、更に今、そこで新たに今、23tのむき身を製造していて、今、最終目的でありますけれども、40、45万となった場合に、7tから9t、これは今の果たして生産体制の中で、増産ができるかという不安があると。不安があるけれども、これがもし、定期的にとりか、将来的にそれがきちんと確立できるのであれば、大変、ありがたい話であるので、課題はありますよ、課題はあるけれども、そういうお話をさせていただきました。それと、もう1つは、若い人方とも懇談をさせていただいたときに、何とか手間の掛からない、むきはやっぱりお母さん方が今、むいていますので、手間が掛かると。究極はやっぱり4月、5月、6月の殻付きで出荷をしたいということを若い青年部の皆様方が、何とか方法を今、考えているので、町に支援をしていただけませんかということもですね、お話をいただきましたので、そこを1つのきっかけとして、若い人方がせつかく今、農業の後継者も知内町に来ていただいていますけれども、中ノ川に行って感じることは、後継者として多くの人方が知内町に戻ってきているという今、状況がありますものですから、そこを何とかきっかけとして、今、厳しい状況を要するに少しでも改善できる仕組みを作りたいという考え方をしたところでありまして、町と上磯郡漁協と推進部会の皆様方との情報を密に連携をさせていただいて、不安の今、なかなか要するに推進部会長はもうカキのバブルが崩壊したというような話もされておりましたので、すごく危機感はあるなというふうに思っています。それを何とかこの事業を1つの契機として連携を図らせてもらうことによって、何とか所得の向上につながっていければなという考え方を今、しているところであります。それで、もし、ご理解いただいて、工場が開設するとした場合に、新たに4名の就労が実現できるということでもありますので、何とかその辺も要するに地元からの雇用をとということをおっしゃっていただい

ますので、そんな事業展開をしていきたいということでもありますので、是非、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今の町長の説明で大体わかったんですけども、パンの部分に関しては、これからある程度、江差福祉会の方でも実績があるから大丈夫なのかなと。ただ、カキの方の部分は、西山議員さんもいますけれども、今の町長の説明でありますと、やっぱり課題が結構大きいのかなと私は思っています。ただ、やはりそういうものを作った以上は、やっぱり供給をきちんとやって、販売をしてもらわなければならないので、これをやっぱり仕掛けた方の方に対しては、本当に責任は大きいのかなと思いますので、これから実施するにあたって、やっぱり供給というものをきちんと確保できるような形で、相手にも迷惑が掛からない、そして、最終的にはきちんとした事業展開ということを私は望みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先般、3役の皆様方とお話をさせていただいたのがそこなんです。今、9番議員さんが指摘したことです。本当に安定的に取ってもらえるのかどうか、それと、要するに何グラムが一番ベストなのかということもわからない段階で、なかなか判断はできないですけども、きちんとその受皿として、そういう体制が構築できるのであれば、生産者としてもメリットも上がってくるということも言っていただいていますので、これはきちんと今、これから指定管理ということで、再度、議員の皆様方に決定をしていただく事務の流れになってきますので、その時点でもきちんと受皿として、どこの企業が受けてもらえるかわかりませんが、そういう状況の中で、今、いろいろと課題を浜の皆様方からいただいたものをですね、きちんと企業に伝えさせていただいて、要するに事業、全国販売戦略を持って行ければなというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、成澤君。

◎ 5 番 (成澤五郎)

今、お話しいただいた2つの事業展開、その1つのパン製造の販売拠点の件ですが、私もかつて住んでいたときには、近くに障がいをお持ちの方たちのこういう施設がございまして、近隣ですので、見学等、度々させていただきましたし、また、その製造したものを誇らしげに何かのイベントのときにはブースを出して販売をしてですね、そういった自分たちもこんなことができるんだ、こういう喜びに満ちた姿に触れまして、本当にそういったものが町内にできればいいなと思っていた1人です。そういった点で、町長並びに皆さんが実際、江差福祉会等に足を運んで、そういった姿はご覧になったことがあるんでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

機会があるごとに話をさせていただいておりますけれども、今回のFDセンター開設にあたって、何回か江差町にうちの職員と一緒に足を運んでおります。その中で、たまたま今、その活性化センターの活用ということで、理事長とお話させていただいたんですけれども、通常のパン工場ではなくて、そこに1つ知内町と特性を持たせたいという、そんな話をさせていただきました。それが1つが今、ニラの茎下の活用であります。それで、今、FDセンターでニラの要するに茎下をパウダーにできる、もう機械が備わっているものですから、そのパウダーにすることによって、知内町独自といいますか、知内のニラを使った餃子を要するにフリーズドライ加工して、販売をしたいということ。それと、うちらが江差町におじゃまをするという話をさせていただいたときに、もう既に4種類です、4種類のそのパウダーを使ったパンを町長、ちょっと試食してみてくださいということで食べさせていただいたこともあります。そんなことからですね、それともう1つは、これはなかなかそういう道の駅、それから、個人事業者がソフトクリームを今、販売しているんですけれども、江差町で要するに150円なんだそうです。150円のソフトを今、販売をしているんだそうです。毎日、何百本も売れるという話をしていました。単価がとんでもない150円ということで。それで、抹茶の要するにソフトと同じ形で、そのパウダーを使えるんですよということも言っております。そんなことから、あすなろパンの工場、湯ノ里の町内会の皆様方と33名かな、一緒に見学させていただいたときに、パン工場にも寄らせていただきましたし、江差町の市街地に江差福祉会が事業展開している店舗があります。そんなこともですね、視察をさせていただいて、我々も購入をさせていただきましたけれども、そのパンだけではなくて、お総菜もですね、お総菜もそこに展示をしているんですね。ですから、考え方は、購入をすることではなくて、購入したものをその施設で食べられる状況、それから、飲み物については、自由に飲んでくださいという、そういうスペースも設けてありました。そんな同じ形で事業展開をしたいということと、更に知内町らしさ、知内町らしさというのは何かということもですね、戦略の中に組み入れていただけるということがあるものですから、何とか実現をしたいという今、考え方をしているということで、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5 番（成澤五郎）

今のようなお話を聞いていますと、ちょっと目に浮かんでくるような気が致します。知内町では、様々なイベント等ありますので、その際に障がいをお持ちの人方のブースができて、そういった販売の姿もまた見られるのが楽しみにしております。

もう1つの牡蠣弁当の方なのですが、これも含めて先ほどのパン製造の事業、厳正な国の施策ですので、書類審査があったかと思うのですが、その辺のことはクリアになっているということですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほども提案理由のときにも述べさせていただきましたけれども、まず、昨年12月

末にそういう情報を仕入れさせてもらいました。それで、生産性の向上ということで、2兆7千億円の補正予算の内容というのは、AIとか自動運転の部分のものが大半でありました。その中に生産性向上という1項目があったものですから、三原室長とこの生産性向上というのは、どういうふうに理解をするんだということをですね、協議させていただいて、一旦は諦めたんですけども、生産性向上というのは、知内町で生産される小麦粉をパンに使う、それから、お米をパンに使う、それから、ニラをパンに使うといったら、これも1つの生産性向上につながるんだらうということ。それから、今、中ノ川の要するにカキを生産している方々のカキをうまく活用することによって、牡蠣飯弁当をすることによって、これも生産性向上につながるんだらうということで、本当に時間なかったんですけども、まとめて、まず、北海道にその考え方をお示しさせていただきました。それで、北海道が国に持って行って協議をさせていただいています。その状況の中で、こうするべきだ、ああすべきかということでの北海道からの指導を実はいただいております。そんなことも含めて、クリアをして、3月9日に補助内定をいただいたというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5番（成澤五郎）

先ほども9番議員の質問に対して、この特に弁当にあたっては、いわば生産者との話合いという点が出ておりましたが、この辺の話をですね、今回に至ったプロセス等をもう少し、やはり前広にですね、また、見える化して説明をいただきましたかという思いがあります。今、話を聞いていまして、そういったことも踏まえての今回の提案ということで、少しは安心致しました。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

まず、議長にお願いが1つございまして、質問回数、結構な回数になると思います。改めてお願いをしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

一応、規則がございまして。

◎ 4番（松井盛泰）

いや、規則の範囲内では到底終わりませんので。

◎ 議長（伊藤政博）

その前にちょっと待って。質問に関することですけども、必要であれば認めますけれども、繰り返しにならないように、注意をお願いします。

◎ 4番（松井盛泰）

心得てやります。今回、一連の事業の中で、江差福祉会のパン工場、これについては、やることよっての費用対効果、さらには町に対する波及効果というのは、非常に大きなものがあるということで、これは大賛成なのですが、一方、牡蠣弁当のやつですね、今まで2回ほど議員協議会の中でも問題を提起したんですけども、いまいち理解できない部

分が多すぎる。そこで、ちょっとお尋ねしますが、固有名詞出さざるを得ないのですが、よろしいですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

プライバシー侵害にならない範囲では。

◎ 4 番（松井盛泰）

指定管理者となっているこの企業について、牡蠣弁当の話です。私、これから質問するのは、全部、牡蠣弁当の関係ですから、了解をしていただきたいと思うのですが、この指定管理者となっているこの企業は、本社は札幌ですね。ということは、法人税は、知内にどの程度、入るんですか。まず、1点、その辺。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

◎ 4 番（松井盛泰）

今までかき小屋、さらには、バーベキュー小屋、そして、新しく今、牡蠣弁当。牡蠣弁当に今、4人の従業員が新しく採用になるという話だったのですが、今までの2つの施設何名の方が入って、何名辞めて、また更に何名入ったか、その辺、詳しいことわかりますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。現在の指定管理者が知内支社として、今、法人登記されていますけれども、そちらの方では、まず、支店長がおられて、それ以外にかき小屋、それと、隣接する飲食店の経営に関して、正職員ではですね、ちょっと厳密でない可能性ありますけれども、5名ほどが採用されたかというふうに思っております。ですけれども、その中には途中で退職された方もおられて、現時点で正職員の方は3名ではないかというふうに捉えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

今までの中で、ものづくりの関係から、雇用の関係で出していた部分から計算すれば、確か5名くらいになるんですね。だけれども、実際は3名なんだと。途中で辞めた分についての出した補助金の返還というのは求めているのかどうか。さらにはですね、浜の関係なんですけれども、町長は三役の方々と話をしているような話をしていたけれども、実際は1回より話はしていませんよね。それでですね、浜の人たちのいろいろな話を聞いてみますと、今のカキの状況の中で、生産状況の中で、過剰になんぼでもカキがあるんだよと、カキの生産状態が過剰でこの事業が乗っかってくるんだったら万々歳なんだけれども、今、カキそのものが生産量というのは340万なら340万個と決まっているわけですよ。取れる量が。そこから予定しているのは、40万から50万、この牡蠣弁当に持ってこようとする。せっかく浜の方で苦勞して。ようやく取引先を開拓して、ようやくこれまでだったんですよ。キャパがあるわけですから、40万、50万やったら、どこかにしわ寄せ

行くんですよ。今までの取引先との関係というの考えたことありますか。どうですか、町長。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、4番議員さんのご質問ですけれども、カキの部分につきましては、今、言われたように生産量ですけれども、やっぱり浜の中では所得が一番つながる殻付きというものがまず、優先して出荷ということになっております。漁組との話しておりますけれども、次にむき身、そして、話題になっているIQFですね、急速冷凍のものですけれども、やはり有利販売というのは、殻付きということで出荷、あと、むき身ということになりますけれども、なかなか身入りが向上しないという、特に今年度につきましては、11月、12月の身入りが良くなれないと。1月になってもなかなかちょっと回復しなかった部分があるんですけれども、そういった中で、殻付きを有利販売、漁協としてもしたい、あと、推進部会とも話した中でも、そういう部分であるんですけれども、なかなかそういう販売がですね、思い通りにも行かない部分もあるということもお聞きしております。今、事業計画の中のIQF、4・50万個、7tから9tということですが、その殻付きだとか、むき身だとか、有利販売の部分に手を付けるような考えではなくてですね、どうしてもIQF、11月からも作っているようなことを組合の方とも話、聞いております。その中から7t、9t、さらには新しく7t、9tがもちろんベターですけれども、そういうような形で使っていきたい計画をこの間、推進部会の役員ともお話ししまして、それであれば、出先がはっきりしているのであれば、殻付き、そして、むき身を優先しながら、IQFも最後に提供していけるのであれば、大変助かるというお話をさせていただいておりますので、その辺は今、決まりましたら、また、部会なり漁組とお話ししていきますけれども、有利販売を阻害した部分にはならないような形でIQFに持っていくような形で、今、考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

浜の人たちの話とは、全然ちょっとニュアンスが違うなど。取れる量が決まっていながら、有利販売だとか、そういう販売そのものより、量が決まっているんだよ。それを今、牡蠣弁当で40万なり、50万持っていかれたら、どこかの取引先に、結局、しわ寄せ行くわけです。何のために我々その市場を開拓してきたんだろうかという1つの浜の疑問があるということを感じていただきたい。そこでですね、一番、知りたいのは、今まで、かき小屋から、バーベキュー小屋から、この一連の指定管理者について、今回のやつを含めれば、約3億円以上投資することになるんですよ。これだけ投資して、町にとってどのような相乗効果があるか、詳しくちょっとお知らせいただきたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先般も協議会の中で4番議員さんから3億円強の要するに投資をしているという話があ

りましたんですけれども、その3億円のもの、根拠がわかればですね、お知らせしていただければと。なかなかこちらはその3億円というのは、どういう今、イメージをしているかというのは、わかりませんものですから、ちょっとその辺がわかるように、お答えするのにですね、ちょっとその辺がきちんと捉えた中で回答をしたいと、答弁をしたいというふうに考えていますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

きちんと数字は出せませんが、スリーエスから始まったときからの投資の額からずっと考えてみてください。かき小屋だけで約9,400万円ですよ。使用料も全部含めてください。賃貸で借りている部分ね。そして、バーベキューに5千万円ですよ。今回は1億2,500万円、更に3,900万円プラスするんですよ。3億円以上になるでしょう。簡単でしょう、計算は。だから、これだけ投資して、知内にどんな効果があるのか。ただ、もう1つは、我々議員として、1企業にこれだけ投資して、あなた方どう思うと町民に対してどうやって説明したらいいの。その説明方法教えてください、まず。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、ちょっと整理していただきたいんですけれども、食のスポットかき小屋やったときにですね、最初はスリーエスで町からの委託ということで、1月からやったと思うんですけれども、そして、28年の4月25日から公募を掛けて、4月25日から今、指定管理ということでやっていただいております。来年の3月31日までの指定管理、約3年間ということで指定をしております。食のスポット整備したときに、ちょっと今、はっきりした数字わかりませんが、3千数百万円で、そのときも地方創生の交付金をいただいて、急遽、食のスポットを整備して、やりたいということで承認をいただいて、そのときには、3千数百万円という数字で今、やっています。それは指定管理で、事業者に出しているわけではありません。町のあくまでも公共施設ということをご理解いただきたいということです。あと、先ほど言った、全部で9千万円くらいということで、それ運営管理費も含めてだと思っております、それちょっとまだ積み上げできないんですけれども、確かに土地の賃貸料190万円だとか、機器のリース料、昨日も話題になりましたけれども、リース料でいくらだとかいう部分ありますけれども、それらも全て公共施設へのこもれば温泉と同じような形で、町の施設に対してのそういう経費だということですので、その事業者に対しての支援ということには、まず、食のスポットの部分には当たらないということをご理解いただきたいと思います。

あと、2つ目のバーベキュー小屋のものづくりの関係ですけれども、それにつきましては、その事業者が2つ目の倉庫を自らやりたいということで、地権者をお願いをして、その倉庫を借りてものづくりの事業を使って、バーベキュー。そのときには、雇用を生ませ、事業をやるということで、それは町の審査会なりで承認して5千万円、それは支援しておりますけれども、それはその事業者が申請してもものづくりを支援しているという形になります。今回もまた、今回、提案しました工場の方の1億2千万円の部分につきまして

は、これは今、言いましたとおり、来年の3月31日で指定管理切れる食のスポットと合わせまして、工場と来年の4月以降の指定管理を早めに先ほど町長が言ったとおり、漁協なりと詰めなければならないので、なるべく年内にですね、指定管理公募終わりました、指定管理をして、その辺を漁協と詰めていきたいということで、その辺につきましては、まだ事業者がもちろん決定しておりませんので、今の事業者に支援していくということにはならないと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例を指定管理の28年の4月前の3月の定例会の方に上程して、承認いただいたときに詳しくご説明したと思えますけれども、設置の目的であります地域活性化並びに豊かな地域特産品の魅力の向上を図り、本町産業振興及び観光振興に寄与するとともに雇用の創出を図るため、カキを中心とする海産物、その他物産飲食物を販売する店舗に供する施設として、番屋を設置するというような形になっております。指定管理の者につきましては、本町の物産の紹介に関する業務、それから、本町の観光振興に関する業務等をお願いして、そのあと、指定管理が決まったあとには、協定を結んで、それらの条例に基づいた指定管理を行っていただくような協定を結んでやっていただいておりますし、その部分につきましては、概ね今、言ったような目的に沿った形でカキを中心とした知内のPRをしていただいておりますし、あと、今まで土曜日、日曜日、なかなかそういう提供をしていただけたところがなかったんですけれども、それらを提供していただいておりますし、あと、観光客等につきましても、その辺の提供をして、知内のPRを図っていただいておりますので、食のスポットにつきましては、まだ2年目ですけれども、ほぼこの指定管理に基づいた業務を行っていただいているということで、こちらの方を考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

実際の効果というのは、何も出ていないんだよ。今、あなたが言った、ただ、その当初の目的、列記しただけの話であって、やることによってですよ、カキ専門にやっていた業者が、既存の業者が4割も減ってしまった。焼き肉屋、一日置きにやっていたけれども、今、1週間に1回しかやれないと。向かいのピザ屋、ほとんど今、言ったように、畳んで帰ろうかと騒ぎになっている状況の中で、何の効果が出てきた。それはあなた方はここありきで全てもうやっているけれども、効果そのものというのは、耳に多分入ってこないんだろうと思うけれども、ただ、私が言うのは、そこにこれだけの投資をすることによって、何の効果もないということをはじめからもう、私は一連にスリーエスからこっちに指定管理者受けたときからもう反対ずっとしていますから、今でも考え方変わりません。何のために、知内に何の恩恵もないという考え方ひとつですよ。にもかかわらず、今、やろうとしている。さっきから、全員協議会のときからもやることによって、町に相乗効果がある

のかといたら、きちんとした答弁は未だかつていただいていない。それに対しては、どうしてもこれを理解するわけにはいかない。そこでちょっと話変えます。あまり長く質問するのも、今回、用地を購入することになっていますね。あの用地は、町長は、一番先のときに、評価額3万5,050円という言い方したんですね。実際は今、いくらなんですか、あの評価額。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

土地の評価額につきましては、固定資産税の評価額を使っておりますけれども平米あたり8,400円でございます。ただ、一般的に売買などのときにですね、税務署の方で、相続税の倍率が掛かるということになっておりまして、それが1.1掛かってございますので、坪に換算致しますと、30,492円という積算をしております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

町長が全員協議会のときに、35,050円という話は、それはずっと私なりのベースの中でずっと考えています。そこでですね、不動産取引をやるときに、路線価ってあるの知っていますか。知っていますね。公共の場合は、路線価は、最低、何点何倍になるかということも知っていますか。知っていてやっている仕事なんですね。私もいろいろと市内の不動産屋だとかそういうところの専門家にいろいろと問合せを致しました。その経過を言えばですね、知内町の場合ですね、これは地区によってだいぶ違うので、知内の場合、公共で買う場合、最低、今、言った固定資産の評価額1.1倍なんです。最低ですよ、1.1倍。それ通常、どのくらい取引していると言ったら、知内の場合は、余り例は見えないけれども、七飯だとか、それから、北斗市の大野あたりは、1.7倍でやっているという話。それまでということじゃなくて、ただ、これは本人の了解を持って、書類を公表してもいいということだから、あえてこれを公表しますけれども、27年の2月17日に、この所有者ともう既に話をしていますね。そのときは、坪当たり単価30,030円ですよ。評価額でいけば、8,610円。路線価というものがあれば、その辺のことをきちんと認識しているのであれば、なぜ、この数字が出てきた。それと、町長が言っていた路線価の計算をしたから、35,050円という言葉が出てきたのかなというふうに理解をちょっとしてみたりするんですけども、その辺の真相をひとつ、お知らせしていただきたい。

更にですね、この間、2月2日、副町長、ここの所有者のところの会社の社長のところに行きましたよね。そのときに評価が下がったから、評価額が8,640円を今度、8,400円になったから、前の27年の2月17日、話を決めた中で、なぜ、こうやって下げるのか、その真意もちょっとお知らせいただきたい。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

地権者と4番議員さんがお話をしてということで、今、話をしていますけれども、決してですね、そこにごり押しして、これでなければ買えないという話は、一切していませんし、27年度のときだって、私は約束していませんよ。約束していませんよ。それは、はっきり申し上げます。将来的にここをもし、町長、どうなんでしょうかということだから、今、かき番屋がオープンして、どういう状況になるかを見極めさせていただいて、その判断をさせてもらいますということしか、私は地主さんとは話ししておりません。それが、今回、たまたま今、1号店、かき番屋をオープンさせました。それから、2号店が独自で要するにカムリッチがバーベキューをやりました。3号店ということで、今、たまたま使われていないところを副町長に足を運ばせて、ここをもし、そういう事業で展開するとした場合に、如何でしょうかという話が初めてですからね、その土地の価格提示というのは、それは誤解しないでください。それで、こういう1号店をやって、2号店をやっている、将来的には、今、3号店の部分も、もし、それがやるとして、建物を理解していただけるのであれば、その土地の部分についても内部で検討をさせてもらいますということから、副町長が足を運んで町の考え方、固定資産評価額、私は平米当たり8千なんぼということ、4番議員、言っていないからね、総体で3,800万円くらいの固定資産の評価額を1つの根拠として、そういう形で今、話をさせていただいていますということしか、私は言っていないからね、それは誤解しないでください。今、これネットに流れていますので、そんな約束を私がしているということになると、全くの誤解でありますからね、それはきちんとご理解ください。そういう話はしていません。それで、今回、話をしたのは、町の考え方としては、固定資産評価額があります。それで、今、4番議員さんが言うように、1.1倍をやったとしてもこういう状況ですよということをも、話をさせていただいた。それから、副町長が話をしたというのは、固定資産の今回、評価替えがあるから、私が今、やっていた従来の固定資産評価額と若干、下がるのではないのでしょうかということでも話をした。そんな中で、できれば、いろいろと今、課題も抱えているので、私は3,800、それと本人の所有地がたまたま名義の土地がありますので、それも含めた中で、対応をしてもらえということは何ですかという話であります。だから、基本的は、固定資産税の評価額を基礎として話をさせていただいて、それで、本人の意向も踏まえて、今回、3,900万円ということでの予算計上をお願いしているということでもありますから、それは要するにこれでなければ絶対買えないからという話はしていません。お互いにその辺のやり取りをさせていただいて、ここであればということで、要するに本人からもそういう話をさせていただいていますので、ちょっと差がありました。差があって、副町長とも総務課長とも相談して、そしたら、39という数字を今回、予算計上をさせていただきますかということで提案をさせていただいているということで、ご理解をしてください。それと、今、言われるように、要するに売買事例がこうだから、こうというのは、当然、知っています。私も要するに行政経験長いですから、公共事業として使う場合については、その辺は、重々知っています。ただ、今回の問題は、1つの使われていない倉庫があります。それをうまく使ってということで話をしたら、了解していただいた。そこからのスタートでありまして、用地の部分については、今回、初めて買わしてもらいますという、町の要するに考え方を示して額を提示したということで、ご理解ください。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

町長、ネットに流れているやつ気にしながら答弁したら、本当のこと言えませんから、そんなこと気にしないでください。まずね。それでね、27年2月に初めて話があって、いずれは土地を買ってくださいよと、本人から言われましたね。そのときには、そのつもりでいますということは、本人にも言っている。そのときにも既に話聞いていたんですよ。正直言って、ただ、私、聞き流しだけでどうすることもできませんから、そのあとに、2回か、3回、早く買ってくださいよと催促来ているでしょうが。来た日にちもわかりますよ。調べれば。来ているもの。だから、今回、初めてという物の言い方はなし。それは町長は初めてだという認識だかもしれないけれども。それと、もう1つ、全員協議会で言った35,050円というのは、どこから出てきた数字。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

◎ 4 番（松井盛泰）

私は、その35,050円、さっきもちよつと言ったけれども、通常の路線価の計算した中で、この35,050円を出したのかなというふうにとった。この所有者ともいろいろ話したら、いろいろこの事情を話した。余りにも安すぎると、逆に所有者びっくりしています。ただ、いろいろな所有者の方も事情があるみたいですけども。ただ、行政として、そういう買い方というの如何なものでしょうかというの、網野君、あなたの話聞いていない。俺、直接、町長から聞いているんだから。そのことをこれで行政やる仕事なんだろうかという話もある。それに対して、町長、どう思う。

◎ 議長（伊藤政博）

先ほど答弁漏れの部分というか、調査した部分。総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今の評価替えの考え方について、ご説明を申し上げます。委員、先ほどから路線価という言葉でご質問されております。土地の評価の方法は、路線価の方式と土地の比準の方式と2つございます。知内町は、路線価の評価の方式は採用してございません。比準の方式でございます。町内に標準的な場所を設定を致しまして、そこが不動産鑑定士さんがこの標準的な場所の評価額はいくらありますよということを報告をいただきまして、その土地について、例えばその標準値からどのくらい離れているだとかということで、比準の割合を例えばこの場合は、標準のところから比べて0.9だとか、0.8という比準率を持って評価をしております。ただ、今、このご質問の土地は、比準の1.0ということなんですけれども、まず、その点をご理解いただきたいと思っております。路線価方式というのは、都市だとかで採用されている方式でございまして、土地の区画の形状だとか、いろいろな評価の方法がございまして、それら一筆一筆採用されている方式でございまして、知内町は、その路線価は採用していないということとまず、ご理解をいただきたいと思っております。それと、ご承知かと思うんですけども、固定資産税の土地の評価といえますのは、3年ごとに見直しになってございます。ちょうどこの平成30年度が3年目の見直しということで、先ほどもご質問いただきましたけれども、平米あたり8,600円から残念ながら

8, 400円と知内町の土地の評価が下がっております。今回、それを基準としておりますけれども、先ほどもご説明致しました。税務署で固定資産税の際の標準の倍率ということが町々ごとに決まっております、それが知内町の場合は1.1ということでございましたので、只今の8,400円に1.1を乗じまして、更に先ほどご説明を致しました坪に換算すると、30,400いくらとそのような評価額であるにご理解いただきたいと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

今、不動産鑑定士の話で、最終的に、今、知内は函館市内近郊の不動産屋に非常に開発のできる場所と目を付けられている。注目されているところです。不動産鑑定士のあそこの今、買おうとしているところの大体の取引価格、どのくらいの数字が出ているか、推定したことありますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほどからも繰り返しになります。購入するにあたって、要するに今、議員が言われるように、不動産鑑定士さんがどのくらいのように評価をさせていただいているか、私はそういう考え方を一切、今、持っていないということをまず、ご理解ください。それで、今、大変、気になることを議員さん言っているんですね。提示している額が何でこんな要するに低い額で提示をしたのかと、がく然としているという話をしていますよね。そんなことはないですから。ないですから。私が提示したものと、要するに会社の会長ができればこういう値段で買っていただければということを最大限、要するに私は尊重しながら、理解しながら、今回、予算持っていますから、そんなこと言っているんだったら、私、あれですよ、あとできちんとそれは話をしたいというふうに思っています。それと、今、土地の購入というのは、やっぱり何回も言います。買い方にあるんですよ。町が要するにどうしてもほしいときというのは、これはやっぱり1つの基準がありますから、それを要するに参考にさせてもらいますよ。ですから、今、松井議員がですよ、要するに地主に行っていて、何でこんなに要するに安い値段で売なのかといたら、相手方は少しでもやっぱり高く買ってもらいたいというのは当たり前じゃないですか。町は要するに少しでも安く税負担を軽減して買う。地主さんは少しでもやっぱり高く売りたいというのは当たり前です。ですから、その辺はそんな行政をするのかというのはですね、これは違うと思えますよ。私はその辺はお互いに納得していただける数字を今回示したと。町も譲歩して、そして、意向を確認させていただいて提案しているということで、ご理解ください。それと、今回、提案をするというのは、以前からそういう話もあったんですけども、まだそういう判断じゃないということはずっと言い続けてきています。それで、今回、協議会でも言わせていただきました。要するに2分の1の今、地方創生の交付金をいただきます。その補助裏、補正予算債と今、対応するというのは、それは民間の所有であるから、それは駄目ですよ。それは要するに町の資産でという形でなければ、その補正予算債が使えないということであったので、今回は地主さんの意向もありましたものですから、絶好の機会だという

ふうな形で提案をさせていただいています。ですから、私は地主さんからそういう思いというのは、私が聞いていますし、少しでも早く購入をすることによって、お互いにというふうには思っていましたけれども、その時期ではないということはずっとやってきています。それで、副町長ともいろいろやっただけですけどもやっぱり議会からの皆様方のご指摘もあるので、3か年の要するに指定管理としてのきちんとした実績を踏まえた中で、用地交渉をとということに要するに提案をしなければ、議会の皆様方に同意をしていただけないという思いがあったものですから、そんな対応をしてきていたということでご理解ください。ですから、はじめから要するに土地評価鑑定士がいくらだから、それで要するに購入するという、そういう土地の取得の交渉でないということだけ、議員の皆様方にもご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

土地の所有者とじっくり話してください。私がこういうふうに言ったら、多分、今日あたりネットで見ていると思う。ただですね、路線価というのは、所有者、この路線価制度というの知らなかった。公共だから安く買うということも知らなかった。事情をいろいろ話して、例えば消防の大型車庫を買ったときのお値段というのはこれくらいよとか、いろいろな事例を出したら、なぜ、うちからこんなに安く買うんだらうと。だから、この辺はきちんと私も言いましたから、じっくり話してみてください。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 眞)

改めて、ご説明を申し上げます。今、4番議員さん、近隣の用地の売買事例のお話もされましたけれども、私も実は周辺の土地、相当高く売買事例があることは存じております。ある意味、それは土地バブルの状態のときもあったというやに伺っております。それで、改めて、先ほど4番議員さん言ったこと、先方の社長さんと私が出向いて話をしたときの経緯の部分含めてでありますので、誤解もあるようでありますし、逆に言うと、我々が所有者に対する対応が極めて不誠実と取られかねないような発言もありましたので、改めて説明をさせていただきます。先ほど総務課長から話がありましてとおり、まず、路線価評価は本町では採用していないと。それから、もう1つは、この30年が土地の評価替えであること。ですから、以前であればこの単価です。今回、3月の評価替えによって、30年度からこういう単価になります。そういうことを申し上げて、もし、今時点で購入するとすれば、これくらいの金額というお話は申し上げました。ただ、その前段で、今、町長も話しましたとおり、実は指定管理ということの中で一定期間、経過を見ながらということでありましたけれども、今回、提案している事業のことでいいますと、用地、町有地であることが前提、それで補正予算債も使えるということがあったので、そういう事情があったので、今回、改めて先方の社長さんの方に、もし、議会で今回の事業、ご了解いただければ、改めて土地購入について考えたいということなので、初めてそこで金額のお話もさせていただいたということでございます。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

今、議論あるのですが、私は全然違った視点でね、議論させていただきたいというふうに思います。まず、この土地の問題なのですが、私としては、今、その土地を持っている所有者の方は、知内でずっと営業というか、仕事をされていて、今は函館の方まで事業を伸ばしていつているという、大変成功している会社ではないかなというふうに捉えました。今、その使っているかき小屋、それから、今、使おうとしているもう1つの倉庫などを見させていただいて、その周りの土地も見させていただいて、私としては、さっきの議論と全然違うのですが、実は、そういった知内を起点として、頑張っている事業を伸ばしている会社だからこそ、知内のために骨を折っていただけないかと。というのは、この財調をおろして、3,900万円を使おうというふうな大変なお金ですよ。少しでもやすくなれないかと、町としては、持ち主さんと議論をしていただきたいと、そういう実は私は思いなんです。ですから、今、ほかの4番議員と話したのと全然違うんですけども、知内を拠点として、例えば展望塔なども含めてね、大きな仕事もされてきています。そういう会社だというふうに思いますので、知内のために、少しでも。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消します。

◎ 2 番（花井泰子）

少しでも知内のために頑張っていたいただけないかなと、価格交渉を少し安く交渉していただけないかなというふうに実は思いました。これが1つ。

それから、パン工場の件ですけれども、前に図面を示されました。それで、江差福祉会がやられるというふうになると思うのですが、そこで図面を見ますと、屋外のテラスが大きく取ってあるのですけれども、国道淵ですから、夏場ではなくて、冬もあそこ人が通って、きれいに雪をかいたら、そのテラス部分もそこでイートインですから飲食するという部分で、見えてくるかなと。ああ、やっているなということで、車を止めて入っていただけるかなというふうな思いでいて、冬場、丸っきり何も囲いがないというのは駄目だろうなとちょっと思ったりもしまして、テラスの部分の囲いにしていただければなというふうな思いでひとつしました。

あと、新しくカキを使ったことなんですけれども、先ほどからの議論を聞いていますと、前の説明も聞いていますと、知内のカキが本当に間に合うのかなというのが1つ心配しています。それがクリアされれば、やはりせっかく今の内閣のやり方、全部賛成だというふうな思いではないんですけれども、そういう提案をされたということに対しては、町民のためになるんだったら、やっぱり手を上げるというのは1つの方法だというふうに私も思っています。ですから、カキがきちんと担保されると、そういうことであれば、私はそれは希望を持ってみたいなという気も致します。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

私の方からちょっと3点お話がありましたので、用地取得の関係であります。今、2番

議員さんは、できるだけ安く購入という話をさせていただきましたので、我々もですね、公有地というか、用地を購入する場合に、お互いにやっぱり地主さん、先ほど言いました、地主さんはやっぱり高く売りたい。うちの方はやっぱり税をそこに使いますから、その適当な要するに一番いい適正価格が、どういう形が一番、議員の皆様方、町民の皆様方が理解していただけるということで、今、やらせていただいています。ですから、一企業の所有者がそれを要するに何とかという話は、これはやっていけないというふうに思っています。一企業を町が支援するという話にはなりませんので、そこだけきちんとご理解ください。

それから、パン工場です。今、いろいろとご意見いただきました。これで今、これからもし、今日、議決いただければ、正式に今、指定管理になっていただけるというふうに思っていますけれども、福祉会の方と協議を進めていくということでもありますので、その段階で、今、言われたものが、現実的に実施できるのかどうか、予算ありますものですから、そんな今、対応をしていければなというふうに思います。

それから、カキの部分です。先ほども言っています。私は、決して、バラ色という考えはしていません。当然、それはいろいろとどういふふうにするに提供するか。それでですね、先ほど言いました。町長、心配するなど、全然問題ないという実は生産者もいるんですよ。でも、それは1つのルールがあります。上磯郡漁協があつて、生産者がありますから、そこを一生産者となつたというのは、私はやるべきでないというふうに思っていますので、その辺は何とかクリアしていけるのかなというふうに思っていますので、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

今回、地方創生拠点整備交付金事業についてということで、大変、予算的には、短い間での申請ということで、10月22日、事業公募はじめたということで、ちょうど正月のゆっくりする時期だったんだろうと思います。職員にすればね。そういう時期をこの事業のために費やして、本当に短期間で、1月25日締切りですから、本当に短期間でよくこういう資料で、こういう事業を交付したな、まして、今、採択されて、提案ということで、その職員には感謝したいなという気持ちはいっぱいあります。こういう苦勞をして、早々に出してという、大変、事業的にはいい事業なんですよ。それで、今回、2つの事業ということで上がってきました。湯ノ里の活性化センター利用して、パン工場を何とか管理委託でやりたいと。自分も組合の役員当時、運営委員会で随分、活性化センターの使い方とか、そういう感じで議論したことはあるんです。当時から本当に十何年も前ですけども、当時から活性化センターの使い方というのは、本当に町ぐるみというか、何とか具体性のある計画が上がってくればいいねということで、随分心配した経緯があります。ただ、そこを一時、食堂、物産館2階から1階において、食堂経営ということで、今、撤退している状況の中で、こういう提案があったということで、これに対しては大変、喜ばしいことだし、まして、障がい者のパンを作ったものということで、大変、関心は高まるだろうし、この西部4町、行き来しますので、そういうパン工場があるよということになれば、パンを販売しているということになれば、多分、寄っていただけるいい機会かなと思

います。そこにつながる物産館、展望塔も逆に相乗効果は出てくるだろうと、ひとつはそういう感じで理解します。

それで、もう1つの牡蠣弁当なんですけれども、先ほど4番議員といろいろ議論がありました。私も一般質問の中で、町長とその部分、ちょっと議論させていただきました。町長はその3つ目、今、3つ目を貸していただきたいというときに、できれば、3つ使うのであれば、買って下さいよという中で、今回、そういう形になったという答弁されました。ただ、今、改めてこういう資料を見れば、地権者からは、27年2月11日、町から出された評価額だそうですけれども、地権者がこれを出してもいいよということになれば、地権者は当時から買って下さいという思いは町に伝えていたんだろということになるんだと思います。ただ、今、この議論をしたくないというのは、町民を巻き込むわけですから、そういう議論はしたくないので、まず、この土地に関しては、そういう買って下さいというお願いはあったということで理解していいのかなと思います。それで、かき番屋始まる当初、まちづくり拠点施設整備ということで、1つの町長の公約ありましたので、これを実現するためには、まず、前座が必要だろうと。いきなりそこに持って行って、いろいろな構想を一気にクリアするというのは難しいから、建てる前にまず、番屋として、カキのアピールをしたいのであれば、番屋としてということで適地はどこなんだろということ、今の番屋のここが利用しやすいねということで借りて、試験操業を始めたという経緯があります。その中で、3年から5年という、議会の方では取り方していました。3年から5年みて、要するに赤字であれば撤退するんだろという思いがありました。残念ながら、今、経営状況を見れば、赤字経営だということで、収支決算も出ていましたけれども、それであれば、我々としては、撤退してもいいんだろなどと、当時の考えからすればですよ、赤字であれば撤退してもいいんだろな、そして、町の要するに利便性困るよねと、ただ、町長が言われるように、盆、正月だとか帰ってきたときに、大人数で行く場所がないんだよねという話の中で、そういう場所が必要だということであれば、改めて指定管理をし直して、町のスリーエス、当時やっていたわけですから、スリーエスにさせていただいて、また、3年間様子を見るということも考えられたのかなという思いあります。ただ、今の流れというのは、撤退という全然頭にはなくて、どうにかしてかき番屋を生かしたい、残したいということで、業者さんとも相談したんでしょうね、それで、函館に支店が建ったということで、最終的にはそこと連結決算をして、何とか会社の方は業者の方は連結決算で黒字を維持しているという、そういうつながり。そして、その業者さんが自ら番屋の隣にピザハウスを建てたということで、これは業者の努力で、町の支援は受けましたけれども、業者の自らの判断で店を拡大したわけですよ。そこに知内支店という名前付くのかわかりませんが、その札幌の業者が2号店という町長は言い方しますが、2号店をオープンさせた。そして、いろいろとイベントの中で、牡蠣弁当を売ったら好評だった。ただ、協議会でも言いましたように、まず、町長が前座でカキ釜飯という存在を我々に示したわけですよ。カキの使い方として、こういうものもあるんだよということで、我々も低価格でという協議をしたことがありますけれども、最終的にそれを起爆剤にして、町内に波及すればいいねという形から、その発想から今につながって、牡蠣弁当だと思うんです。そのつながりというのは理解します。そして、業者自ら試験販売しているわけですから、今、かき番屋で作っている300から400くらいは製造可能

だということでもありますので、そのラインで今、製造して、イベント等で活用しているという流れになっていますよね。それで、今回、一般会計で新たな新名物創造プロジェクトでしたか、そして、今、これが可決されれば、牡蠣弁当を大々的に全国にアピールしたい。当然、管理委託なわけですから、この管理者には力を入れなければならないという、町の責任もありますのでね、ただ、いろいろな町内の業者います。そういう業者の圧迫になる可能性もあるということです。牡蠣弁当やることによってね。要するに何でもかんでも町指定管理したから、その会社を支援しなければならないのか、そんなにそんなに次から次と金をつっ込んで、1業者という考え方に当然なるんだと思いますけれども、周りから見ればね、1業者にそんなに力を入れてどうするのよと、周りだって業者あるだろうと、一般の業者があるだろうと。その連携性はどうなるのよという、1つの危惧はあるんですよ。町の業者さんも。我々だって、知内の牡蠣買っているぞと、いろいろ貢献してきたぞという思いはあると思うんですよ。だから、その仕掛けが要するに庁内である程度の候補の中で、この牡蠣弁当を作り上げたのか、あくまでも、業者が率先して、この牡蠣弁当を販売したいということで、作り上げたのか。今回は、この業者さんが率先して作り上げたんでしょう、多分。そういうことを思えば、1号店、今、管理委託でやってもらって、2号店オープンしました。じゃあ、3号店だって、そういう意気込みがあるのであれば、自ら業者さんがやりたいということで、やったっていいじゃないですか。そのサポートは当然、町が制度活用して、できるのであれば、支援しますよという、まず、そこできいと思うんですよ。それとも、不安であれば、今、かき番屋で300、400作っているわけですから、その延長線として、実績を付けて、最終的にこういう提案があれば、改めて自分も飲み込みやすい環境になるわけですよ。それが1つの基本だと思うんですよ。青少年交流センターあります。今、メインとして知内高校の寮になっていますけれども、それだってそうでしょう。要するに下宿から最終的に人数的に多くなってきたものだから、どうですかという1つの決断なんでしょう。これだって同じことでしょう。何ものでも。1つの段階を集めて、実績づくりをして、そして、行けそうだという経営者の判断があったときに、はじめてそれを大々的に施設拡大をすればいいということで、それが基本になるだろうと自分は思っています。何でこの1業者にそんなにそんなに次から次に。かき番屋が赤字だから、それを両方、管理者指定にして、何とかそのかき番屋の赤字も補填しようとしているのか、その辺はわかりません。ただ、それであれば、それは業者の考えとして理解はするけれども、ただ、そこの3号店に全部施設建ててどうぞやってくださいという町のそこまで投資が必要なのかという自分の思いがあります。そして、カキの生産性アップにつながる、現状見て、多分、みんな町長も浜に行って現状聞いているんでしょうけれども、カキのIQ、先ほど課長が説明するように、カキ殻主体です。1粒カキ。そして、むき身、そして、IQ、そういう段階になるんですよ。それで、前年度の実績を見れば、キロ1、600円で全量販売しているんですよ、別に余しているわけじゃないんです。そして、データの的には23tという今回、言い方していますけれども、23t全部業者に捌けているんですよ。単価付いているんです。1、600円という。今年は単価はまだわかりませんが、去年の例を見ればね。それで、今、この7tから9tやりたいんだと。最終的に7tから9tなんだと思いますけれども、ただ、これを要するに上積みして、23tに例えば7tだとすると、生産者が30tあるということであれば、7tが

我々の収入になるわけですよ。だけれども、今の環境というのは、そうではないです。浜の環境というのは。来年、11月からむくものは、今、種入っているやつなんですよ。だから、今年、今、種決まって、今年、4月搬送されます。これは通常の我々が日常的に頼んでいる個数なんです。例えば自分であれば500で、去年のうちからもう予約しているんです。それが4月に入って、来年、11月からむく格好になるんですね。そういうことを考えると、1年、2年、3年目なんですよ、早くて。多分、4月のいいカキを使いたいということになれば、4年目なんですよ、その7tが増えるのは。ずっと先の話なんですよ。今、これをやったからって、即効性というのは何もないですよ。確かにいろいろなアピール効果は多分あると思いますよ。アピール効果は。これをやることによってね。本当に9万個捌けるということになれば、その相乗効果あると思います。多少は。相乗効果でいくらいくらという計算をして、浜に還元があるということであればわかりますけれども、ただ、7万個買うから、それが即、浜の還元になるだろうという考え方は、一切、浜はしていませんよ。この間も現場で話をしました。3役の方と。本当に効果あるのかと、お前だって漁師だろうと、俺、言われましたよ。正直。今の現状わかっているんだべやって。7t使いたいからって、7tどこから出てくるのよという話なんですよ。あくまでも、むき身の今年、身入りで影響出ています。そして、時化による脱落だとか、いろいろな影響で減産傾向にあります。自然相手なんですよ、あくまでも。来年、時化もない、身入りもいいということになれば、23tのやつ少しは増えるでしょう。その分しかないということなんですよ。本当にそれが浜全体の効果になるのか、自分としては大いに疑問があります。やるんですか、これ。もう一度、お尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほどから繰り返しになりますけれども、浜の皆様方の考え方を十分理解した中で、今、6番議員さんが言うように、やっぱり将来に希望を持てる、今、体制をとということで考えています。ですから、今、言われるように、すぐ要するに7t、9tが買うとしても、少し時間が掛かるんですよということも、重々知っていますし、その辺も含めながら、仕掛けをしたいという思いであります。ですから、何回も言います。簡単な事業ではないということは重々知っていますし、それと、これは考え方で、何回も私の方から言っても理解をしていただけないんですけれども、1企業を要するに支援をするという考え方もずっと言われていますけれども、決して、そこをうまく活用した中で、生産者の所得向上につながればという事業を展開しているということで、再度、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

確にかき番屋やって、最初、スリーエスですから、それをスリーエスが断念して、断念したっておかしいですね、プロに何とか力を貸していただきたいということで、管理者委託始まりました。それがきっかけですよ。そして、2号店、自ら業者がオープンした。そして、3号店。今度、町が全部支度する。設備から。そして、やってくださいなんです

よ。つながりあるんでしょう。全部、1業者です。最後のとっぺんの名前は。だから、要するにある程度、本当に1人か2人なのかもしれません。自分に言ってくるのは。その人の声だけなのかもしれません。あとの町民が全部、俺、確認したわけではないですから、どうのこうのは言えませんが、あくまでも先ほど言うように、それでいいのかと、我々業者はそれでいいのかと、俺たちだってお前たちのカキ買っているぞと、当然そういう話されれば、そうだなと思うんですよ、自分も。まして、かき番屋で年間買っているの350の87万です。450万くらいですよ、年間。そして、かき番屋の中身、町長、知っているんでしょう。大漁旗、以前言いましたよね、俺、店長に言ったよね、聞いていたよね。大漁旗どこですか、知内ですか。道東でしょう。何で知内かき番屋に大漁旗が道東の旗なんですか。町長にも言いましたよ、間違いなく。知らないなんて言わないでしょうね。店長に、取りに来ればあげるから使ってくださいと、もし、何枚必要だということになれば、浜から集めますと、そういう話をしてても、今、変わっているんですか。知内のかき番屋に来て、道東の旗ですよ、大漁旗ですよ。そんなことしかしていないんですよ。指定管理者なんでしょう。町の責任なんでしょう。指導できるんでしょう。なぜ、指導しないんですか。根本がおかしいということなんです。むき身だって半分、どこかから持ってきているんですよ、これ、数量見れば、1,600万ですから、87万しか使っていないんですから。今がそういう現状なんです、かき番屋の現状。そして、課長にも言いました。2月でしたか、テレビ放送あったという。2月でしたか。それで、その放送が雪なかったの、何月だと言ったら、10月頃だということですよ。大泉洋が来て、かき番屋で、それを大々的に町で有線流して見てくださいというお願いをした。あれ、知内のカキかという、浜はそれですよ。10月なんだろう、雪ないぞと、11月から俺、むいている人何人もいない、11月の前だぞと、あれかき番屋かと。放送見たら、津軽海峡のどうのこうのとやっていたぞと。カキ業者は敏感なんです。そういう感じの中で、牡蠣弁当、第3号オープンする。それも町の金で全額応援で。施設建てる、設備、はい、やってください。そういう中で、今、3号店オープンできますか。今、言ったような流れで。だから、我慢して、今回は1本だけで我慢してもらって、実績付けましょうよ。300、400できるんでしょう、今のかき番屋を利用すれば。やっているんだから。今、ある設備でそれだけこなしているんですよ。人が足りない、かき番屋がおろそかになるということであれば、そこに従業員を雇えばいい話なんですよ。公算があれば、業者自ら。人雇い入れてくださいよってお願いすればいいじゃないですか、忙しかったら。撤退するという怖さがあるんですか。町には。業者がいなくなったら困るという意識があるんですか。町長。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほどからちょっと指定管理を撤退という話が今、ありますけれども、決して、町の方から積極的に撤退しなさいということも言えませんし、今、指定管理ということで、3年間、私は将来的に何とか知内町とのつながりを持っていきたいということで、イベントのときに知内町産ということで、知内町をPRしていただいていますし、それから、函館五稜郭店でも知内カキということを知内をPRしてもらっていますし、それから、今、新たに函館駅前に開設、今、予定の施設にも知内のカキということを前面的にPRをさせてい

ただくということでありますので、効果がないというふうには、私は思っていません。やっぱり考え方だというふうに思っていますし、やっぱり名古屋で800食売ったときに、知内かき番屋、知内町の要するにPRもしていただいていますし、更に今、そういう事業展開をしたいという考えも聞いております。そんなことで、たまたま、今、ここでやるということで、うちは何回も言いますが、生産者の皆様方の所得向上につながられる、そんな環境を是非、作りたいということで、今回、判断をしていますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

ちょっとネット見ている方から、西山長いぞというお話があったので、これでやめますけれども、町長、部会の3役の会議で、知内がカキIQできないのであれば、北斗のやつを使えないのかとか、そういう話をされた記憶ありますか。要するに確かに上磯郡漁協ですから、組合的には、知内も上磯も同じ流れですから、漁業者も違うよということはないんですよ。1つの組合だと思っていますから。その組合ですから。北斗から買おうが、知内から買おうが、買ってくればいいわけですから。それは町の方からどうのこうのという苦情はありませんでしたけれども、ただ、3役から言われたのは、北斗というのは、知内から1個35円でいっているんだよと。それを最終的にフィッシャリーで販売したり、また、居酒屋に販売したりという、価格はとてもじゃないけど合いませんという話もされたんでしょう。それも自分的には如何なものかと思いますよ。知内のカキを使いたいという、そういう大々的なアピールをしながら、知内も上磯も一緒でしょうという、どこかにあるんでしょうけれども。それで、北斗に引っ張られないのかという話をされたということでもありますけれども。何か、全体を考えれば、本当に浜のためになるのであれば、多分、俺、怒られますよ、反対すれば。本当に浜のためになるというアピールくださいよ。どうですか、課長。細かい話。本当にアピールになりますか、課長。現場といろいろな話をしてきたんでしょう。積み上げてきたんでしょう。町長というのは、なかなかそういう現場に入ったって、1から10までわかるわけじゃないんですよ。そんな情報入りませんから、細かい情報。ただ、課長、係長になれば、いろいろな組合員と話すわけですから、どうなんですか。本当に浜に波及効果あるんですか。これで終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。推進部会の3役の町長と私たち行ってきました。その前段で、漁協の方と組合長、専務と2度ほど懇談していただき、打合せさせていただいて、そのときには、組合長から言われたのは、先ほど言ったとおり、繰り返しになりますけれども、生産者の所得の向上になるのは、やっぱり殻付き、そして、むき身、そして、IQFなんだということは、そのときにはっきり言われまして、そして、所得というのは、もう11月から所得がなければ、生産者というのは、大変なんだと。その身入りを待っていれば、もちろん高くなるのはわかっていますけれども、やっぱり11月から所得がなければ、生産者が大変だということも切実に聞いております。その部分でもやっぱり11月から12月のIQ

Fも一部あるということも納得しました。今、6番議員さんが言われたとおりですね、組合長と話をしたときには、こういう話があれば、先ほど言いましたけれども、後ろの方でこのマックスになりますけれども、7tなりのIQFが後ろの方にあるという数字があればですね、やっぱり販売者としての漁協としての立場としても、売りやすい、殻付きをメインにしながら、むき身、そして、IQFという形が取れると。そして、後ろの方では、IQFが7tなりがマックスになりますけれども、その数字があればですね、やっぱり販売者としてもすごい有利に、有利というか、販売が運べるというようなお言葉をいただきました。それを持って、推進部会の方にもそのようなお話をさせていただきまして、推進部会の3役の方々もはっきり後ろがはっきりしているのであれば、それは助かるという言葉いただきました。はっきり。ただ、大ききだとか、そういうものではじかれたり、小さいだとか、大きいだとか、弁当だからあるんだろうということも言われました。ただ、その部分については、今の部分で作っている事業者の部分と話をしましたら、それは大きい大きいなりに、個数を制限したり、小さい個数を増やしたりという部分もありますので、そこではじくということはないということで、その辺もすぐ部会の方にもお話ししまして、先ほど言いました、牡蠣飯弁当を中心に、牡蠣をですね、もっと販売をこのかき小屋を中心にですね、何とかお手伝いしていきたいということも考えているということもありましたので、その辺、町の方も納得して、一緒にじゃあ、町、事業者、そして、生産者、漁協とですね、この牡蠣飯弁当を契機にですね、カキのいろいろなもっと有利な販売がないかだとか、その辺をやっぺいこうという話まで、部会の方と会合してきまして、詳しいことにつきましては、指定管理者を早く決めて、細々したものを決められればいいねというお話で帰ってきました。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

本当にこれでやめます。名誉のために言っておきますけれども、繰り返しになります。7tを増やすためには、3年、もしくは、4年後だという、そして、言われたのは、それを決断しなければ駄目だから、業者さんが決まったら、本当に使うのか、どの程度使うのか、その話をしましょうと言われていただけでしょう。売ることに対しては、協力しますよ、町の事業なんですから、反対なんて言われませんよ。ただ、その間、3年間、4年間は、今のキャパから譲るだけなんですよ、困る業者いるんですよ、今まで通常取引している方、これを蹴ってまでそっちにやるってことだけなんですよ。組合の決断は。町からお願いがあったから。喜んでやっているわけじゃないんですよ。先ほどから言っているように、7t本当に契約して7t増えたとき、それは4年後なんですよ。4年後に本当にそういう効果があれば、浜も歓迎なんですよ。取り方、何か違うな。答弁ありません。これで終わります。答弁すれば、またしゃべりたくなるので。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

3番、吉田君。

◎ 3番（吉田峰一）

先ほどからいろいろな話を皆さんからお聞きしております。パン工場については、この

事業が駄目だというわけじゃないですよ。いろいろな要素から見たら、決して、どちらがどうなのか、良いのか悪いのかという決断はまだ私もしていません。ただ、牡蠣飯弁当については、事業するというのは、私の思いですけれども、要素があるはずですよ。例えば何をやっても三要素。その中に、まず、金はあるのか、ということは、今、話を聞くと、国から金があるんですよ、まず1つ。じゃあ、物はあるのか、物はあるとは言えないけれども、何とかあるんでないか。やる場所はどうなんだということは、やる場所もありますよということで、三要素完全に揃ってはいないけれども、ほぼ三要素揃いつつあるということです。4番目に私、言いたいのは、じゃあ、今まで6番議員が言ってくれた、じゃあ、その生産している生産者がものすごい手綱を引きながら、ムチ入っているような状況が何年か続くのかと、例えばもし、それが成功する。例えば、成功した、しない、いろいろな意見が最終的に出てくると思う。ただ、撤退する、撤退しないといっても、前も協議会で話し出ていましたけれども、このカキニラのレシピというのは、ある一定の業者が持っているということです。最後には商標登録しながら、それを町内の業者がやるのであれば、そっちにも使ってもらおうという発想もあるということをお聞きしています。ですから、非常に私は一番心配されているのは、僕も農家の生産者の中の一人ですけれども、その辺が6番議員が言ってくれた生産者のことも考えると、お前らの物が出てこないから売れなかった。物が出てこないものをどうやって作れるんだという反応が出てくる可能性もなきにしもあらずですからね、その辺をもう少し検討しながら、駄目だと言いませんよ、この事業については。当然ながらも金は来るんだと。要素の中の金というものは、実際、国から、道からいただけるんだということですだからね、もう少しやり方の考え方、僕、どうやっていいかわかりません。でも、その辺の検討をね、今まで検討してくれた町長、副町長、三役の方、なおかつ、担当の部署の方がいろいろなことを考えているのでね、その辺、もう一回、何かあればお知らせいただけたらと。ちょっと言っていることも自分で最後になるとわからなくなってきたけれども。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。説明資料の方にも載っておりますし、協議会の中でもお話したところでもありますけれども、町内の飲食事業者との連携ということをちょっと言わせていただいて、このレシピ、今、言われたレシピだとか、商標登録につきましては、町の指定管理になりますので、町の方で持つことになります。それらを将来的には、町内の飲食業者の方々にご理解いただければ、提供してですね、町内どこでも牡蠣飯弁当を食べれる、まず、体制を作りたいなという町の思いです。それから、もう1点、知内町にはカキを使ったカキフライだとか、カキ釜飯だとか、提供している店も現にあります。それらを連携した知内イコールカキというイメージのですね、戦略を打ちながら、知内をもっとPRしていきたいということも協議会の中でも言わせていただいたと思いますので、その辺、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山議員。

◎ 6番（西山和夫）

ちょっと確認させてください。今回の牡蠣弁当に対する施設の関係、総事業費1億6,400万円、そのうち3,900万円、これは民間の民有地を買い上げる予算ということで間違いない。それで、業者の体力なんですけれども、前に資料いただきました。1、流動比率、2、当座比率、3、自己資本比率、それぞれあります。それで、1、2の流動比率、当座比率、これ括弧書きして、短期的な支払能力ということで、1の流動比率は150%以上で安全が高いということで、業者は176なので、高いだろう。そして、2の当座比率で120%以上が安全ということで、122、これも安全率が高いだろうということ。そして、気になるのは、短期的な支払能力、長期的な支払能力のデータもあるのか。そして、聞きたいのは、そこ1つね。それで、自己資本比率20%で良い、飲食業平均10%程度、今回の業者さんは、4.7%、かなり低い数字になります。この数字はどう見ればいいのか、それだけ確認して終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。まず、1点目ですね、説明資料に基づいた3,900万円ですけれども、これは議員おっしゃるとおり、必要な土地と建物の購入に掛かる費用として、表の中に記載しております。それから、2点目でございますけれども、3月9日の全員協議会においての資料に基づいて、ご質問いただいておりますが、流動比率と当座比率は確かに短期的な傾向を見るもの、要するに1年だとか、そういう期間の中で、現金化できる。

◎ 議長（伊藤政博）

短期は大丈夫だけれども、長期はどうかと。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

長期の部分はですね、ちょっと分析しておりませんが、3番の自己資本比率というのが1つの指標ではないかというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消します。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

一般的な平均値よりは低いものの、4.7%という数字を確保していますので、特段、危惧するような数字ではないというふうに判断しています。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩取り消し、会議を再開します。

これから、討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

反対討論申し上げます。まず、地方創生拠点整備交付事業につきましては、パン整備工

場の販売拠点整備計画、これについては、別に私は問題は呈しておりません。ただ、問題は、牡蠣弁当の製造拠点整備計画、この事業でございます。補助交付については、その額の多少に関わらず、その目的、必要性は、明確に示さなければならぬのは当然であろうと思います。町長は、先ほど、1企業に投資はできないと言いながらも、今までの議論の過程で、どうしても理解できない。特に理屈はどうであれ、1企業に対して高額の補助交付をした場合に、町内のどのような相乗効果が生まれてくるかというのが、今までの論議の過程の中では全く見えてきていません。私は、当該企業に対しまして、補助交付については、今まで一貫して否定をしてきました。今までの投資した額を逆にほかの他産業にもやったら、どれだけの相乗効果が出てきたらどうかというふうに思ってもおるところでもございます。さらに、先ほどいろいろな論議をされて、理解の違いは確かにありますけれども、用地買収についても、我々、通常、持ち得ております、通常の路線価を全く無視した、ただ、安く、低価格で購入すればいいという、こういう行政のやり方というのは、どうしても理解ができない。ただ1つ、私はこの事業に対して、町民の皆様方に対して、どういうふうに説明していいのか、非常に戸惑っております。まず、この状態であれば、説明できない。以上によって、私は反対するものであります。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に賛成討論ありませんか。

5番、成澤君。

◎ 5 番 (成澤五郎)

5番、成澤ですが、町の今回の提案の2事業に対して、賛成の立場から討論を行いたいと思います。まず、パン工場につきましては、先ほども皆さんの議論の中で大方、賛成されていらっしゃるの、これは含めて。今度の牡蠣弁当についての話、中心に賛成討論をしたいと思いますが、本町は一次産業の町ということで、農業の方ではニラが全道一という生産を誇って、私ども町民も誇らしく思っているわけですが、一方、水産業の方は、魚の種類も量も激減に近い形で減っているという漁業者の声も聞いておまして、この状態では、やはり今後は養殖、育てる漁業ということに大きな希望を持っているのも理解しております。今回、国の国策で地方が稼げる力を後押しする審査というものがあって、本町の有能な職員の力で、短期間に厳しい書類審査が通って、今回の提案に至ったと理解しています。この牡蠣弁当の目的は、1つは、高付加価値化、2点目は、生産者の所得の向上、3点目は、新規雇用の創出を図る、こういう目的と聞いておまして、いずれも知内にはやはり必要な、そういった目的が合致したものではないか。2点目は、今回の事業で、地元産のカキ、やはり全量必要な分だけ初年度から揃うのかという、こういう議論もありますが、その中で、数年経っていくと、安定していくような、こういうことも今、ございました。そんな形で、生産者との話合いも進んでいる、こういうことも理解しております。また、カキにとどまらず、ウニやアワビの活用も検討していくということも、やはり育てる漁業にとっては必要かと思えます。3点目は委託先の件で、様々なやはり一点集中して、どうこうということも出ておりますが、このような形で、短期、長期、今、いわば資金面でのそういった説明もいただきました。また、用地についても、やはり様々な意見があると思いますが、町の税で購入するという点で、折り合った金額というふうな形で理解しております。5点目の町内の飲食業との連携という点でも、先ほど説明がございました。こ

れらを勘案すると、今、この時期、寒いこの冬のやはり海という自然に立ち向かっている漁業者の何とか活路を開く、こういう意味での町の施策と理解しておりますので、今回の事業については、賛成の立場から討論致しました。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に反対討論ありませんか。

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

2つの事業あります。1つの湯ノ里のパン工場については、異論のないところで、大賛成でありますし、本当に進めていただきたい事業であります。もう1つの牡蠣弁当については、時期尚早だと考えます。当時、かき番屋をオープンするにあたって、このかき番屋をオープンさせ、その後、管理者制度を活用して、今の業者さんをお願いをした。そのときに町長の言葉として、浜の生産物、この全国展開しているチェーン店を1つの起爆剤として、大いにアピールしたい。その相乗効果が浜にも来るんだという検証、これも全然、今のところ効果が現れていない状況にある中、まして、かき番屋単独で考えたときには、赤字経営でありますし、先ほど業務内容聞いたときにも、自己資本比率20%で良いに対して、4.7%、これでも事務方はそんなに気にした悪い数字ではないという言い方をされました。じゃあ、悪い数字はどこなのよということになるじゃないですか。そういう状況もありますし、全体で考えたときに、あくまでも今のかきの番屋の施設で300、400製造できるわけですから、その製造販売の実績をまず、積み重ねて、それから、町が業者との協議の中で支援するという形を取っていただきたいということで、反対を致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に賛成討論ありませんか。

8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

私、賛成の立場として、一言、言わせていただきます。私は農業者です。皆さんご存じのように、ニラは今、間もなく50年迎えます。やっぱりその50年間という耐えてきたもの、それとまた町からの本当に手厚いいろいろな協力を得て、ここまでなってきたものと自分たちでは自負しております。その中で、私、ここに入って、本当に認識不足であるなということはたくさん今、考えていますけれども、2年経ちましたけれども、未だかつてというか、私が思うような水産部門に対してのこれといった大きなね、そういう後ろからのバックというか、町のそういうようなのがあまり見当たらなかったような気がしてなりません。今、こうして、今回、カキに対して、カキの生産者に対して、やっぱり今は生もおいしく大切ですがけれども、今の時代、何かに形を変えるというような、6次化のような、これは6次化を超えたものでありますけれども、そういうことをして、この知内のこの産物を全国展開しようとしている、そのことに関して、私はすごく感動を覚えています。1つ、私、皆さんとはちょっと意見が違っているんですけども、実はパン工場の方に関しては、また別な考え方がありました。障がい者というくくりの中でね、なぜ、これを使わなくちゃいけないのかなと、すごく全員協議会の中でもずっと思っていましたけれども、やっぱりそれはいろいろな厚生労働省なり、いろいろなところの事業を引っ張りながら、こういう事業展開は簡単でないかなと、私の中では思っています。でも、知内

の昨日も討議させていただきましたけれども、やっぱり知内の中にあるインクルーシブを始めながら、こうしてきたこの経緯を見ますと、まして、そこで私たちのやっぱり本当に心を込めて作っている米粉、それを本当に取り入れた事業を展開していただくということにも敬意を示しまして、私は両方賛成したいと思います。この人の流れのある町、若者の力が生き生きと生かされる町を願い、そして、また、今、いろいろ企業の方のことも指摘されておりますように、数字が見えていない状況であることは、私でもわかります。その中で、こういうような手厚い援助というか、そういうことを町としてもなさるのであれば、今後、益々の企業努力を引き出しながら、そういう中で発展を信じて私は賛成したいと思いますし、また、今まで、この町の中で、飲食業者の方、その方々とも連携を取りながら、やっぱりこのカキというものを本当においしいということをそういう連携の中で進めていただきたいなと思い、私は賛成の立場を取らせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

そのほか討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから、採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議長発議 平成30年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『平成30年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。

お諮り致します。平成30年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することにし、調査内容については、議長と各常任委員長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、平成30年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定を致しました。

● 議長発議 平成30年度常任委員会管外行政視察の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、『平成30年度常任委員会管外行政視察の実施について』を議題としま

す。

お諮りします。管外行政視察は、議会閉会中に行うことにし、実施委員会及び実施時期及びに視察内容については、議長と委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、常任委員会の管外の行政視察は、そのように行うことに決定致しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第7、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮り致します。議会を代表として、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の議会運営委員会の実施について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第8、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第73条の規定によって、議会閉会中の委員会の開催の申出がなされておりますので、これを承認したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長 (伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。
したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。
これで、本日の会議を閉じます。
平成30年第1回知内町議会定例会を閉会致します。
どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時50分)